

(第一部)

第一回 參議院治安及び地方制度委員會會議錄第三号

(二九〇)

付託事件

- 地方分權の確立に関する陳情(第二十三號)
- 經濟緊急對策中料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九號)
- 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五號)
- 料理飲食店の休業に伴う娯楽營業に對する措置に関する陳情(第三十七號)
- 地方自治連盟の即時解散に関する陳情(第三十九號)
- 地方分權の確立に関する陳情(第五十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百十三號)
- 地方公共團體職員の給与に関する陳情(第一百二十二號)
- 地方公共團體職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情(第一百三十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百三十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百三十七號)
- 地方公共團體職員の給与に関する陳情(第三百二十二號)
- 地方公共團體の給與に関する陳情(第三百四十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百五十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百五十七號)
- 道路交通取締法案(内閣送付)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百八十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百八十八號)

十九號)

○特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十四號)

○特別市制實現に関する陳情(第三百九十六號)

○特別市制施行反對に関する陳情(第四百零六號)

○特別市制施行反對に関する陳情(第四百零七號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零七號)

○特別市制施行反對に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

○特別市制實現に関する陳情(第四百零九號)

れより常任委員會を開會いたします。

先日の審議を續行いたしまして、政府委員に對する御質問があればこの機會に引續きして頂きたいと思ひます。道路交通取締法案に關してであります。

○岡本愛祐君 今の政府委員に對する質問は總括的の質問ですか。個々の條文についての質問ですか。

○委員(吉川末次郎君) それはいづれでも宜しいと思ひます。この間は内務大臣が見えておりましたから、専ら内務大臣に問われる機會と思ひまして、總括的なことというように多少申上げたかも知れませんが、引續き總括的な質問もして頂いて結構だと存じます。

○岡本愛祐君 お尋ねいたしますが、この小兒車、軌道車ですが、「諸車とは、人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいふ」と、小兒車を除外して、小兒車に關する規定はちつともありませんが、これは規定する必要はないと認められたのでございませぬか。

○政府委員(久山秀雄君) 普通の歩行者と同じように取扱つてもあります。

○岡本愛祐君 それはどこから出て來るのであります。

○政府委員(久山秀雄君) つまり歩道、車道というものを分けて、車馬に對する交通は車道を歩かなければならんとか、そういう、なんといひますか。歩道を車道の區別に從いまし

て、歩行者又は車馬は、その區別に從つて通行しなければならぬ。と、いうので、この車馬の中に入つて來ないから。

○岡本愛祐君 出て來ないじやありませんか。小兒車を歩行者の中に入れて、いうことはどこから出て來ないじやないですか。若し入れるんだつたらそれは……。

○政府委員(久山秀雄君) 結局車馬の中へ入らないのでありますから、通行する對象になるものとしては、歩行者と車馬と、この二つになるわけでありませぬ。結局車馬は車道を歩かなければならん、結局それ以外のもののでありますから、歩行者としてこれを取扱ふことになるわけであります。

○岡本愛祐君 結局小兒車というものは歩道を歩けというわけですね。

○政府委員(久山秀雄君) そういうことになりませぬ。

○岡本愛祐君 それは曖昧だ。

○委員(吉川末次郎君) 外に御質問ございませぬか、御質問がなければ、當局から今請求の資料も届いたばかりでありますから、本日は審議はこれで打ち切ることにして、休會明けの委員會におきまして、引き続き審議を續行することにいたしましたら、よろしくございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(吉川末次郎君) ではこれで散會いたします。

午後一時四十四分散會

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
委員 羽生 三七君
村尾 重雄君
奥 主一郎君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡本 愛祐君
小野 哲君
阿竹齋次郎君
池田 恒雄君

政府委員 内務事務官 久山 秀雄君
警保局長

説明員 内務事務官 原 文兵衛君
公安第二課長

第二部 治安及び地方制度委員会会議録第三号 昭和二十二年八月二十九日【参議院】

二

昭和二十二年十一月三日印刷

昭和二十二年十一月四日発行

参議院事務局

印刷部印刷局

(第二部)

〇二六